



# 熊本県公報

第12973号  
令和2年(2020年)  
10月30日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

### 告 示

○鳥獣保護区の期間更新	(自然保護課)	1
○休猟区の指定	( 〃 )	2
○休猟区の指定	( 〃 )	2
○休猟区の指定	( 〃 )	2
○特定猟具使用禁止区域の指定	( 〃 )	2
○特定猟具使用禁止区域の指定	( 〃 )	3
○特定猟具使用禁止区域の指定	( 〃 )	3
○特定猟具使用禁止区域の指定	( 〃 )	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止	(障がい者支援課)	3
○令和2年度(2020年度)農業農村整備事業関係機器一式の借入れ	(技術管理課)	4
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	4
○指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 )	4
○道路の供用開始	(道路保全課)	5
<b>公 告</b>		
○土地改良区の役員の選任等	(農村計画課)	5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 )	5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 )	6
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 )	6
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 )	6
○公共測量の実施	(監理課)	6
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課)	6
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課)	7
○農用地利用配分計画の認可	( 〃 )	8
○農用地利用配分計画の認可	( 〃 )	8
○公共測量の実施	(監理課)	8
○令和2年度(2020年度)農業農村整備事業関係機器一式の借入れ	(技術管理課)	8
○土地改良区の役員の選任等	(農村計画課)	12
○土地改良区の役員の選任等	( 〃 )	12
○土地改良区の役員の選任等	( 〃 )	13

## 告 示

### 熊本県告示第815号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年(2020年)10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 端海野鳥獣保護区
- 2 区域 五木村(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 265ヘクタール
- 4 存続期間 令和2年(2020年)11月1日から令和12年(2030年)10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針  
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、五木村等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

**熊本県告示第816号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年（2020年）10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 両併休猟区
- 2 区域 南阿蘇村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1, 170ヘクタール
- 4 存続期間 令和2年（2020年）11月1日から令和5年（2023年）10月31日まで

**熊本県告示第817号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年（2020年）10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 屋敷野休猟区
- 2 区域 芦北町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1, 260ヘクタール
- 4 存続期間 令和2年（2020年）11月1日から令和5年（2023年）10月31日まで

**熊本県告示第818号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年（2020年）10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 笹置山休猟区
- 2 区域 人吉市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 895ヘクタール
- 4 存続期間 令和2年（2020年）11月1日から令和5年（2023年）10月31日まで

**熊本県告示第819号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和2年（2020年）10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 荒尾特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 荒尾市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区

- 域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 281ヘクタール
  - 4 存続期間 令和2年(2020年)11月1日から令和12年(2030年)10月31日まで
  - 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

**熊本県告示第820号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。  
 令和2年(2020年)10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 桜山特定猟具(銃器)使用禁止区域
- 2 区域 荒尾市及び長洲町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 675ヘクタール
- 4 存続期間 令和2年(2020年)11月1日から令和12年(2030年)10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

**熊本県告示第821号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。  
 令和2年(2020年)10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 大津特定猟具(銃器)使用禁止区域
- 2 区域 大津町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 185ヘクタール
- 4 存続期間 令和2年(2020年)11月1日から令和12年(2030年)10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

**熊本県告示第822号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。  
 令和2年(2020年)10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 本渡五和特定猟具(銃器)使用禁止区域
- 2 区域 天草市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 1,713ヘクタール
- 4 存続期間 令和2年(2020年)11月1日から令和12年(2020年)10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

**熊本県告示第823号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。  
 令和2年(2020年)10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
美里リハビリテーション	社会医療法人黎明会	短期入所	平成31年

病院 下益城郡美里町洞岳13 08番地	宇城市松橋町久具691 番地 清水 寛	(2019 年)3月31 日
---------------------------	---------------------------	----------------------

**熊本県告示第824号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和2年（2020年）10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
令和2年度（2020年度）農業農村整備事業関係機器一式の借入れ
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
  - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
公示の日から令和2年（2020年）11月17日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和5年（2023年）3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和4年（2022年）10月1日から令和4年（2022年）11月30日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

**熊本県告示第825号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和2年（2020年）10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社アイオライト	訪問看護ステーション ころも	玉名市立願寺1 002番地 サ ンバレー貴翔1 08号	令和2年 (2020 年)11月 1日	訪問看護

**熊本県告示第826号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和2年（2020年）10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社アイオライト	訪問看護ステーション ころろ	玉名市立願寺1 002番地 サ ンバレー貴翔1 08号	令和2年 (2020 年)11月 1日	介護予防訪問 看護

**熊本県告示第827号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年（2020年）10月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	植木山鹿線	山鹿市鹿央町持松字上ノ原 2181番1地先から 山鹿市鹿央町持松字居屋敷 2209番地先まで	80.0	防交 (改築)

2 供用を開始する期日 令和2年（2020年）10月30日

**公 告**

**熊本県公告第635号**

宇土市に事務所を置く宇土八水土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年（2020年）10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	本田 健二	宇土市新開町1484番地

**熊本県公告第636号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字北畠1933番3、同1934番1、同1994番、同1995番2、同1999番2、同2000番及び里道の一部  
2,045.45平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字津久礼2220番地1  
大田 民夫

**熊本県公告第637号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字中尾上2906番2の一部及び同2909番1  
864.06平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市中央区水道町13-10-1006

相馬 実穂

**熊本県公告第638号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和2年（2020年）10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字南原5392番4の一部  
242.12平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市御代志1872番地17 N a N a ハウスC棟2号  
坂田 裕明

**熊本県公告第639号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和2年（2020年）10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野2949番2、同2949番37、同2953番1、同2954番7及び同2954番8  
3,626.33平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字津久礼1747番地  
合同会社TYA  
菊池郡菊陽町大字津久礼2954番地  
吉川 永治

**熊本県公告第640号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和2年（2020年）10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
玉名郡長洲町大字長洲字前濱2465番1、同2466番1、同2466番2、同2466番3、同2466番4、同2388番8の一部、同2464番2の一部、同2465番2の一部及び水路の一部  
3,811.99平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
福岡県大牟田市長田町32番地の1  
三池生コンクリート工業株式会社

**熊本県公告第641号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により水俣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。  
令和2年（2020年）10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（デジタルカラー撮影、写真地図作成）	令和2年（2020年） 10月26日から 令和3年（2021年） 3月31日まで	水俣市全域

**熊本県公告第642号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。  
令和2年（2020年）10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1263号	消石灰	肥料用消石灰	アルカリ分：65.0	該当なし	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町四丁目78番地	令和8年(2026年)10月12日
熊本県肥第1264号	生石灰	粒状苦土生石灰	アルカリ分：100.0 可溶性苦土：30.0	該当なし	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町四丁目78番地	令和8年(2026年)10月12日

**熊本県公告第643号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
池田 実	菊池市西寺	菊池市原字佐野原355番4ほか2筆
農事組合法人菊池佐野	菊池市原	菊池市原字佐野原379番ほか3筆
林田 政継	玉名市天水町立花	玉名市天水町立花字二ノ切2018番2ほか4筆
松岡 康吉	玉名市岱明町下前原	玉名市岱明町下前原字中ノ尾575番ほか3筆
横田 和正	玉名市天水町部田見	玉名市天水町部田見字東式番2225番
池田 憲治	玉名市天水町小天	玉名市天水町小天字四ノ切7643番5
田上 三千男	玉名市天水町立花	玉名市横島町横島字大豊11413番ほか5筆
米村 哲也	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字柴原18番ほか4筆
平井 靖志	天草市有明町楠甫	天草市有明町楠甫字屋形石671番47
株式会社天草よかもん	上天草市大矢野町上	天草市有明町楠甫字平4305番ほか12筆
村田 広徳	天草市亀場町食場	天草市亀場町食場字篠越尻1932番ほか1筆
農事組合法人天草営農組合	天草市下浦町	天草市下浦町字スポカン子4032番ほか3筆
農事組合法人楠浦営農組合	天草市楠浦町	天草市楠浦町字後新田9251番1ほか2筆
横山 浩	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字白木4662番1ほか6筆
良木 智敏	天草市久玉町	天草市天草町大江字横濱7579番2
益田 龍一	天草市天草町高浜北	天草市天草町高浜北字入角5549番
植田 拓也	天草市深海町	天草市二浦町早浦字浜田1512番4ほか1筆

2 認可年月日

令和2年（2020年）10月23日

**熊本県公告第644号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人コムロード	山鹿市鹿本町御宇田	山鹿市鹿本町御宇田字八万田62番ほか74筆
農事組合法人れいわファーム名塚	山鹿市名塚	山鹿市名塚字前田341番ほか134筆

2 認可年月日

令和2年（2020年）10月23日

**熊本県公告第645号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中野尾 晃	玉名市玉名	玉名市玉名字大力334番1ほか43筆
中野尾 晃	玉名市玉名	玉名市玉名字谷川3762番ほか10筆

2 認可年月日

令和2年（2020年）10月23日

**熊本県公告第646号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年（2020年）10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（デジタルカラー撮影、写真地図作成）	令和2年（2020年） 11月1日から 令和3年（2021年） 6月30日まで	熊本市全域

**熊本県公告第647号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達の名称  
令和2年度（2020年度）農業農村整備事業関係機器一式の借入れ
- (2) 調達に係る発注・契約担当部局  
熊本県農林水産部農村振興局技術管理課農村情報企画班（熊本県庁行政棟本館9階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 調達に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- (4) 調達の内容  
令和2年度(2020年度)農業農村整備事業関係機器一式の借入に係る要求仕様書(以下、「要求仕様書」という。)による。
  - (5) 納入期限  
令和3年(2021年)2月28日(日)
  - (6) 借入期間  
令和3年(2021年)3月1日(月)から令和8年(2026年)2月28日(土)まで
  - (7) 納入場所  
要求仕様書による。
  - (8) 入札方式(紙入札併用案件)  
この入札は、電子入札システムを使用し行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下、「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
  - (9) 入札金額  
入札金額は、1か月当たりの賃借料とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すると、なお、落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の1を切り捨てた金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とする。この場合、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額に要求仕様書に定める入札額をこの事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
  - (10) 入札説明書及び要求仕様書に特段定めがない事項については、熊本県競争契約入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
  - (11) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることをこの資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録している者であることを有する場合、本入札に参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加資格審査申請内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの間競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
- イ 公告の日から令和2年(2020年)11月17日(火)午後5時まで
  - ウ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
1(3)の入札担当部局
  - エ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
  - エ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
  - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
  - (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
  - (5) 要求仕様書の内容を満たしていることを証明できること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(2)、(3)、(5)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。  
ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 機能等証明書、機能性能等に関する仕様及び製品仕様書、カタログ等
  - (2) 提出方法

- 電子入札システムにより入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1) イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超え、等1つのファイルに集約できない場合は、(1) イに掲げる書類の目録を(1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イに掲げる書類は、(3) の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用する提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を(3) の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
 公告の日から令和2年(2020年)11月27日(金)午後5時まで
- (4) 提出先  
 1 (3) の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知  
 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間  
 1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から令和2年(2020年)11月27日(金)午後5時まで受け付ける。
- (2) 要求仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得  
 入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和2年(2020年)12月10日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法  
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和2年(2020年)12月9日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和2年(2020年)12月10日(木)午前10時
- (イ) 場所 1(3)の入札担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法  
 くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和2年(2020年)12月9日(水)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵送で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
 開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。  
 なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
 次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
 ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札  
 イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
 ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
 エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札  
 オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(3)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められたときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（60月）を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（要求仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県農林水産部農村振興局技術管理課農村情報企画班

電話番号 096-333-2425

ファックス番号 096-383-0367

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続き（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

One set of Various farm equipment for lease through the Farming Village Maintenance Program

(2) Date and Place for tender :

Date : December 10, 2020

Place : Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division (2nd floor of Prefectural Government Main

- Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
 Engineering management division  
 Kumamoto Prefectural Government  
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
 862-8570, Japan  
 Phone : 096-333-2425
- (4) Other  
 Language : Japanese  
 Currency : Japanese Yen

**熊本県公告第648号**

球磨郡湯前町に事務所を置く幸野溝土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年（2020年）10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	赤城 羊一	球磨郡湯前町4936番地
理事	岩野 敬一	球磨郡湯前町2752番地
理事	山本 美富	球磨郡多良木町大字多良木560番地1
理事	野村 利寛	球磨郡多良木町大字多良木2710番地
理事	古川 博義	球磨郡多良木町大字久米877番地2
理事	三浦 稔	球磨郡多良木町大字久米1661番地
理事	野島 康一	球磨郡多良木町大字久米788番地
理事	宮原 辰紀	球磨郡あさぎり町岡原北834番地2
理事	生森 優	球磨郡あさぎり町岡原北499番地5
理事	松本 圭司	球磨郡あさぎり町岡原北812番地
理事	緒方 保裕	球磨郡あさぎり町上北2215番地8
監事	岩野 邦治	球磨郡湯前町5042番地
監事	藏座 庄藏	球磨郡多良木町大字久米1002番地
監事	川添 末廣	球磨郡あさぎり町岡原南1887番地2
就任		
理事	赤城 羊一	球磨郡湯前町4936番地
理事	岩野 敬一	球磨郡湯前町2752番地
理事	山本 美富	球磨郡多良木町大字多良木560番地1
理事	野村 利寛	球磨郡多良木町大字多良木2710番地
理事	田山 敏郎	球磨郡多良木町大字久米1554番地1
理事	松下 眞一郎	球磨郡多良木町大字奥野1375番地
理事	恒松 一廣	球磨郡多良木町大字久米1220番地
理事	松本 圭司	球磨郡あさぎり町岡原北812番地
理事	清田 雄一郎	球磨郡あさぎり町岡原南2164番地
理事	富田 道孝	球磨郡あさぎり町岡原北99番地1
理事	緒方 保裕	球磨郡あさぎり町上北2215番地8
監事	岩野 邦治	球磨郡湯前町5042番地
監事	野島 康一	球磨郡多良木町大字久米788番地
監事	川添 末廣	球磨郡あさぎり町岡原南1887番地2
監事	松下 祐司	球磨郡あさぎり町免田東2820番地23

**熊本県公告第649号**

八代郡氷川町に事務所を置く氷川下流土地改良区連合の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年（2020年）10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	藤本 一臣	八代郡氷川町高塚935番地
理事	坂田 孝志	八代市千丁町太牟田1300番地3
理事	山本 彰	八代郡氷川町島地80番地
理事	島田 重美	八代郡氷川町鹿島816番地3
理事	栗原 憲昭	八代郡氷川町鹿野96番地2
理事	小島 康彦	八代郡氷川町鹿野107番地
理事	本岩 正	八代郡氷川町野津1107番地
理事	杉山 誠也	八代郡氷川町今323番地
理事	橋本 淳一	八代郡氷川町宮原46番地
理事	木本 猛	八代郡氷川町中島317番地
理事	田中 浩伸	八代郡氷川町有佐411番地1
理事	中村 静雄	八代市鏡町中島215番地2
理事	元島 武芳	八代市鏡町下有佐499番地
理事	早川 剛	八代市鏡町上鏡441番地1
監事	宮村 誠	八代市鏡町上鏡45番地
監事	上村 輝明	八代郡氷川町椿23番地1
就任		
理事	藤本 一臣	八代郡氷川町高塚935番地
理事	坂田 孝志	八代市千丁町太牟田1300番地3
理事	油谷 秀一	八代郡氷川町鹿島1170番地
理事	宮崎 修	八代郡氷川町網道1427番地
理事	吉村 正光	八代郡氷川町高塚1943番地
理事	松田 和幸	八代郡氷川町野津4174番地
理事	木村 国博	八代郡氷川町今132番地
理事	上村 淳一	八代郡氷川町有佐84番地
理事	木本 孝一	八代郡氷川町中島220番地
理事	宇田 義生	八代郡氷川町島地31番地
理事	林田 雄二	八代郡氷川町宮原64番地
理事	溝口 忍	八代市鏡町有佐643番地
理事	鋏崎 健二郎	八代市鏡町下有佐864番地
理事	早川 光廣	八代市鏡町上鏡1062番地
監事	宮村 誠	八代市鏡町上鏡45番地
監事	俵 浩二	八代郡氷川町鹿野618番地
監事	木村 慶治	八代郡氷川町早尾168番地

熊本県公告第650号

球磨郡相良村に事務所を置く相良村土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年（2020年）10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
監事	畠山 堅治	球磨郡相良村大字川辺1000